

国民年金

のお知らせ

国民年金は20歳以上60歳未満のかたが加入し、保険料を納め、老後や万が一の時に年金を受け取る国の社会保障制度です。免除制度や改正された制度についてご紹介します。

みなさん、ご存知ですか？

■保険料の免除制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」、または「猶予」される制度があります。免除期間は年金を受けるために必要な期間として扱われますが、将来もらえる年金額は全額納付した場合よりも少なくなりません。

免除制度は次の3種類です。

免除（全額免除・一部納付）申請

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、申請手続きをすることにより、保険料の納付が全額免除または

は半額納付などの一部納付となります。

※保険料の一部が免除となった場合は、残りの保険料を納付しないと未納扱いとなり、受給資格、年金額ともに反映されません。その結果、障害や死亡といった不慮の事故が生じたときに年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず納めましょう。

若年者納付猶予申請

30歳未満のかたで本人・配偶者の前年所得が一定以下の場合には、保険料の納付が猶予されます。

●免除申請・若年者納付猶予申請に必要なもの

①印鑑（本人が署名すれば不要）

②退職（失業）したかたが申請する場合は、退職したことを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）を持参してください。

③平成23年7月から平成24年6月分の申請をするかたで、平成23年1月2日以降に白鷹町に転入したかたは、平成23年1月1日時点の住所地の役所から交付された、平成22年分の所得証明書が必要です。

※平成22年7月から平成23年6月分の申請をするかたで、平成22年1月2日以降に白鷹町に転入したかたは、平成22年1月1日時点の住所地の役所から交付された、平成21年分の所得証明書が必要です。

申請免除・若年者納付猶予期間

申請免除・若年者納付猶予期間は、7月から翌年6月までとなります。

平成23年7月から平成24年6月までの受付は、7月から始まりません。

また、7月に申請する場合には限り、平成22年7月から平成23年6月までの期間についても申請することが出来ます。免除などの承認を受けているかたが、引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請されるようお願いいたします。

学生納付特例申請

学生のかたで所得が一定額以下の場合には、申請して承認されれば在学期間中の保険料が後払いできる学生納付特例制度があります。夜間・定時制・通信制課程の学生も対象となります。

この特例期間は、年金を受

けるための必要な期間として取り扱われますが、年金額の計算には入りません。

※一般の免除申請は、学生には適用されません。

●学生納付特例申請に必要なもの

①印鑑（本人が署名すれば不要）
②学生証の写し、又は在学証明書（原本）

学生納付特例の期間

学生納付特例の期間は4月から翌年3月までです。

平成23年4月から平成24年3月までの申請を受付していただきます。

今年度20歳になるかたは、誕生日の前日が属する月から次の3月までが納付特例の期間です。誕生日以降に窓口で申請してください。

申請後、日本年金機構で審査が行われ、結果通知（ハガキ）がお手元に郵送されます。

審査期間中に保険料の催告状などが届く場合もありますので、ご了承ください。

※申請窓口は、役場1階町民課戸籍年金係です。